

令和元年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和元年9月17日（第9日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	小池武敏	住民課長	千布一夫
保健福祉課長	坂本博樹	長寿社会課長	武富健
生活環境課長	片渕徹	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	川崎直	保険専門監	小川善秋
下水管理専門監	稲富道広	主任指導主事	宮崎泰仁
代表監査委員	稲富健朗		

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	緒方千鶴子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

1番	友田香将雄	2番	重富邦夫
----	-------	----	------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 議案第49号 平成30年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について
(文教厚生部門の質疑のみ)
- 日程第3 議案第50号 平成30年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第51号 平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第52号 平成30年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第53号 平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第56号 白石町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第57号 白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 一括審議 (採決順に記載)
- 議案第61号 財産の無償譲渡について
- 議案第62号 財産の無償譲渡について
- 議案第63号 財産の無償譲渡について
- 議案第58号 白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第59号 白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第60号 白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 令和元年度白石町一般会計補正予算(第2号)
(文教厚生部門の質疑のみ)
- 日程第13 議案第65号 令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第66号 令和元年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、友田香将雄議員、重富邦夫議員の両名を指名します。

ここで申し上げます。

13日の議案第49号総務部門の審議の中で西山議員の質疑に対する答弁を一部保留していたので答弁したい旨企画財政課長から申し出がっておりますので、これを許可します。

○小池武敏企画財政課長

西山議員の質疑に対しまして一部答弁を保留しておりましたので、御報告をさせていただきます。

シルバー人材センターに清掃業務として委託をしております駅前広場施設管理委託料の委託面積の件でございます。

まず、白石駅につきましては、トイレ、駐輪場に加えまして、JRから受託を受けております駅のホーム、待合室などを含めまして1,153平米となっております。

なお、JRの受託分につきましては、受託料といたしましてJRから年間26万円を収納しております。

次に、肥前竜王駅のぺったんこ広場につきましては、広場、駐輪場といたしまして910平米となっております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ここで本日の議事進行について申し上げます。

本日は、文教厚生部門の議案を審議します。審議は、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、平成30年度一般会計歳入歳出決算及び令和元年度一般会計補正予算は質疑のみにとどめ、最終日に討論、採決を行います。

また、決算認定の質疑では、事業の内容等については担当課長に、決算審査意見書については監査委員に各決算資料の名前とそのページをはっきりお示ししてから質疑をしてください。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、議案第49号「平成30年度白石町一般会計歳入歳出決算の認定について」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑に入ります。

まず初めに、1ページの決算書から41ページの歳入合計までの文教厚生部門について質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

おはようございます。

決算書の14ページお願いします。

使用料及び手数料の中の2節児童福祉施設使用料の中の保育園保育料滞納繰越分

121万3,830円というふうにありますけれども、滞納がある方の把握はもちろんのことでしょうけれども、金額もそうですけれども、ここについて、なぜが滞納があるのかというその理由の情報収集というものをやられているのでしょうか。お願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

滞納に対する滞納の理由の情報ということでございます。

保育料の滞納につきましては、その月に、納入月に入らない場合には督促状を発送をいたしております。それでも入らない場合には、電話等での催促をいたしております。そういった場合においても保育料を納められないということであれば、保健福祉課のほうに来ていただいて、状況等を聞いております。保育料の納入ができない、そういった家庭的な生活状況であったり、あるいはどのくらいぐらまでだったら納めることができるかという、いわゆる納税相談といたしますか、保育料のそういった相談を受けてつけておりますので、そういったところで滞納者の情報というのは把握をいたしているところでございます。

以上でございます。

○重富邦夫議員

本人、滞納されている方からそういう話、詳しい話はなかなか話したがらないとかそういう状況にあるのかもわかりませんが。これ、何でもこういことを言うかという、その情報を小学校とどのように共有しているのかとか、滞納者だから虐待につながると、そこに直結するわけではありませんけれども、そういう家庭環境のあり方というのを情報収集しておくというのは、一つの教育分野での情報のあり方としては必要じゃないかというふうに思っているんですけども、そのあたりいかがですか。

○坂本博樹保健福祉課長

基本的には保育料とかそういった滞納情報については個人情報でございますので、他の部署での共有というのはいけませんというふうに考えています。当然、お話を聞く中で、例えばほかの支払いとかあった場合については、税務課が行っていますファイナンシャルプランナーに導いたりとか、そういった相談もあつてますという、そういったことをお声かけをさせていただいて、保育料といたしますか、その家庭のそういった経費といたしますかそういったものについて、保育料だけではなくて、全体的な見直し等もしていただくような形で我々が情報提供できる部分については情報提供をしているところでございます。

以上です。

○重富邦夫議員

個人情報というところもありますし、なかなか難しいところもありますけれども、学校側としてはそういう情報欲しくないですか、どうですか。

○吉岡正博学校教育課長

学校といたしましては、まず家庭の状況につきましては、学校そのもののほうは、担任のほうがよく承知しているわけでございます。

もう一つ私どものほうで一つあるのは、給食費の問題でございます。それにつきましては、役場全体で情報交換できる部分はしますし、先ほどのファイナンシャルプランナーの相談事、それからもう一つうちにつきましては、児童手当等を窓口払いにさせていただいて、そこに御相談をする等の対応、横の連絡をしております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

おはようございます。

まず、1点目ですけれども、16ページお願いいたします。

16ページの1節ですか、社会教育施設使用料の中に行政財産使用料28万4,640円とあります。この中です。その前後を見ますとどこの使用料かわかりますけれども、行政財産使用料というようなことでぼやっと書いてありますので、実際その説明をお願いしたい。

それと、その38ページお願いします。

38ページの8節です。動物死骸処理費用というようなことで44万7,300円上がっておりますけれども、動物の処理、実際犬とか猫の処理料と思っておりますけれども、年間どれくらいの処理量が発生しているのか、わかったら頭数をお教え願いたい。

それと、もう一つその3行下ですか、次世代自動車充電インフラ普及支援プロジェクト支援金というようなことで74万9,242円ございますけれども、雑入のほうで入っておりますので、実際これ何にどういうふうなことで入ってきているのか、そこをお教えください。3点です。

○川崎 直生涯学習課長

決算書16ページの行政財産使用料でございますけれども、これにつきましては、総合センター、それから白石社会体育館、それとマイランド公園、福富社体、それから有明の公民館、有明社体等に設置しております自動販売機に係る行政財産使用料、その他、昨年度、道の駅関連等で、それから県道工事等でゆうあい館の敷地内に現場事務所が設置されておりますけれども、その現場事務所の行政財産使用料となっております。

以上です。

○片渕 徹生活環境課長

1番目の動物等の死骸処理量の件でお尋ねでございます。

平成30年度におきましては、死骸頭数が213匹となっております。

それと、次世代自動車充電インフラの件でお尋ねでございますけれども、これにつ

きましては、福富ゆうあい館のほうに設置しております急速充電器です。電気自動車の充電器というふうなことで、これについては平成27年度に設置いたしまして、それから8年間、令和4年までの契約というようになっておりまして、日本充電サービス、これは大手自動車会社の4社より交付されるものでございます。これにつきましては、充当先と申しますか、それにつきましては電気料金とか、そういった損害保険料とか、そういったものに充当をしているところでございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

すみません。私の聞き方が間違いでした。これ雑入やけんです、実際、歳出のほうじゃなかったけんが、すみません。動物等死骸等処理料で、私は歳出のほうと勘違いして聞きましたけども、聞き直します。この処理料、これはどっからそげん来ようのでしょうか。これ雑入でしょう。

○片瀨 徹生活環境課長

これにつきましては、県の土木事務所です。土木事務所と犬、猫等の動物の死骸についての維持管理協定というものを結びまして、これが平成28年2月1日に締結がなされております。それに基づきまして、土木事務所のほうから犬、猫につきましては2,100円、1頭です、それとイノシシにつきましては、これは小動物の4頭分で計算されております。4頭分というふうなことで8,400円というふうなことで契約を結んでおります。これについては、国・県道で死んだ分についてのものがございます。

以上でございます。

○西山清則議員

16ページの使用料でございますけれども、公民館使用料、これは有明公民館でよろしいですかね。それと、うたがき研修施設使用料、これはどういった方がどのくらい利用されたのか伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

公民館使用料につきましては、議員おっしゃいますとおり有明公民館の使用料となっております。

うたがき研修施設使用料は産業創生課のほうで使用料を取っておられますので、うちのほうでは把握いたしておりません。

以上です。

○片瀨栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

35ページの学校給食費についてですが、未納分、収入未済額というのが543万

1,296円ということで記載されております。これは過年度分も含めてだんだん膨らんでくる額じゃないかなというふうに思っておりますが、このことについて、徴収の方法は過年度分も含めて本気で徴収する、どのような手だてで徴収をしているか。借金取りというのは嫌われないと払っていただけないんですよね。白石町は公会計の中で給食費を処理しておりますけれども、ほかのところでは私会計ですので、学校で必死になって必死に家庭訪問をしたりいろいろ保護者の人と話し合いをしながら徴収したような経験がありますけれども、これがずうっと毎年この金額が残っているというのは、そこら辺の徴収について通知を出す程度のものかなというふうに感じているところですので、そこら辺のことです。

そして、白石町では6年生と中3には、給食費を無償化していただいていると思えますけれども、未納があった場合には無償にしないというようなことをお話しされたと思えますけれども、そういうふうな経緯があって、今、6年生と中3についての状況はどんなでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

給食費の滞納額でございますが、大変多いことになっておりまして申しわけございません。

ただ、決算審査報告書にもありましたように、30年度当初の滞納繰越額が572万円ほどございましたけれども、元年度は先ほど議員がおっしゃいましたように543万円ほど、約29万円ほど30年度分を繰り越しを加えた上で減っております。徴収努力のかがあつてるかと私どもとしては思っております。

それで、具体的な方法でございますが、まず口座落としがほとんどでございまして、口座で落ちなかった場合については催促、文書でお願いをいたしまして、その後またそれでも入らない場合はお電話等をかけさせていただいております。それから、年度を繰り越しをいたしますと、訪問をさせていただいております。そして続きまして、滞納世帯で児童手当が支給されるところにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、横の連絡をとりまして、そこについては窓口給付をさせていただいて、その窓口給付をするときに私どもも同席をさせていただいて、いただく、または今後もいただく誓約をさせていただくという形でしてます。先ほど30万円ほど減ったと申し上げましたけれども、一番効果が今上がっているのは、児童手当の受給時の相談でございます。

ただ、もう一つございました滞納世帯への給食費につきましては、これをそこだけいただくという形になると、免除しないということになりまして、そこだけいただくということになりますので、そこについては今現在は対応しておりません。

以上です。

○中村秀子議員

それでは、最初に何年か前に無償化になる年ですかね、商品券か何かを配られた年だと思いますけれども、そのときは未納があった世帯は無償にならないので必ず納付してくださいというようなお知らせがあったと思います。そのときには、全戸慌てて

納付されたというような記憶があるんです。納付されていたから全員無償化、給食費は要らなくなったというような記憶がありますけれども。

では、今の答弁ですと、今現在の子供たちは無償であっても給食費はもらっていないというようなことでいいんですかね。

○吉岡正博学校教育課長

すみません。小学校6年生と中学校3年生については、給食費相当額を次の進学資金に充てていただくということで、無償化しております。

先ほどの滞納があった場合は、じゃあその家庭だけは給食費をもらうのかという話になりますけれども、それは現在はしていないということでございます。つまり無償のままということでございます。

○中村秀子議員

それについては、数年前の始まったときの保護者と今の保護者とでの不公平感というか、全部払わんば給食費無償にならんやっとならんと、今はそがんなつととねと、何かいつの間にかそういうふうになってしまったんじゃないかなというような気がいたしますけれども。そこら辺の説明は保護者あるいは全般的に給食費は未納家庭でも中3と小6は無償ですというような説明はされているのでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

まず、無償化については、払っていなくても無償化ですという説明はあえてしているわけではございません。ただ、先ほど議員もありました商品券のときのいきさつを今私承知しておりませんので、後もってそこは答弁をさせていただいてようございませうでしょうか。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

14ページの使用料、民生使用料のところに児童福祉施設利用料ということで収入未済額が140万円程度あります。恐らく保育料の滞納のところになってくるとは思いますが、今議会のときでも保育園の無償化のところになってくるので、そのあたりについても関連してお聞きします。

恐らく10月から無償化になってくると、この保育料の回収というのは逆にまた厳しくなってくるのかなというふうに想定しております。民営化なった後も保育料の滞納分、ここをしっかりと回収していくためにどういった形で今後やられていくのかをお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

保育料の滞納についてでございます。

御存じのとおり10月から3歳以上については保育料の無償化ということで、利用者負担については無料になります。現在、収入未済額として14ページには143万5,460円ということで上がっております。これにつきましては、平成12年あるいは平成16年、27年、28、29年度というふうな年度の滞納でございまして、最初、重富議員のときにも答弁をいたしましたけれども、まず未納のについては督促状等を発送をいたしまして、それでも応じていただければ電話催促等、それと実際役場のほうに来ていただいて相談、それと先ほど学校教育課長も申しましたけれども、保健福祉課の保育料につきましても、滞納がある方については児童手当を窓口払いにさせていただきまして、児童手当の支給日に合わせて保育料の徴収をいたしているという状況でございます。

当然、今後、10月以前の方の保育料についても、そのような形で児童手当がありましたら児童手当のほうで窓口払いにして、児童手当から徴収をさせていただく。あるいは、以前の方についても、現在、地道にといいますか、毎月納付書を送って徴収といいますか、納入をしていただいているところでございますので、納入がないような状況であれば、こちらから電話等あるいは訪問等をして、保育料の滞納を少なくしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

総務部門でもありましたけれども、保育料の督促手数料とか放課後児童の督促料、手数料、これとまた町税でもあったんですけども、この督促料かなりの数ですよ。合わせたら八十何万円ぐらいになるんじゃないかなと思っておりますけれども、かなりの料が催促されていると思いますけれども、人数的にわからないと思いますけれども、同じ方とかいろいろあると思いますけれども、この数をなるべく減らして、手数料これだけかかって徴収はされていると思いますけれども、徴収に見合う督促料の範囲内で行われているのか。

それと、33ページの延滞金の内容を説明できますかね。

○坂本博樹保健福祉課長

督促料の件です。17ページに民生手数料ということで、保育園の保育料督促手数料、学童クラブ負担金の督促手数料でございます。これにつきましては、納入月に納入していただかない方につきましては納付書を再度出しておりますので、その納付書を送付するときに、督促手数料という形で1回100円という形で請求、督促手数料をしております。この辺については、税のほうとの内容と合わせての督促手数料を徴収しているところでございます。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○小池武敏企画財政課長

33ページの延滞金の119万240円の件でございますが、これにつきましては税務課所管で集合徴収分の延滞金というふうなことで計上されておりますけど、内容につきましては、すみません、集合徴収というふうなことで御理解をいただきたいと思っておりますけど。内訳等につきましてはこちらのほうでは承知をいたしておりません。すみません。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、再質に入ります。

61ページから63ページの戸籍住民基本台帳費から及び67ページの社会福祉総務費から72ページの障害者福祉費まで質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、72ページの老人福祉費から83ページの子ども・子育て支援事業まで質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

予算書の79ページ、母子等福祉費の中でひとり親家庭医療費助成費736万770円、この件数とどういう助成の中身、それからまた、今後ひとり親というのはふえることと思っておりますので、今後ふえるということで対応されると思っておりますけども、そがいな件数の中身についてひとつお願いをしたいと思っております。

それから、もう一つは、83ページの子ども・子育て支援事業の中で説明資料は25ページでございます。この中で23節の償還金利子及び割引料、これが264万8,000円です。過年度子ども・子育て支援交付金返還金、これは決算書では276万3,000円となっておりますが、この金額が違う、でいいんですかね。そこら辺、償還金についての御説明をお願いをしたいと思っております。

それと、もう一つは、決算書の74ページ、説明資料の37ページですけども、この生きがい活動支援通所サービスの中で、これは白石町社会福祉協議会に委託先とされておりますけども、延べ人数で4,022人ということで、1人当たり1回、金額を割りますと約3,400円程度でございます。事業内容がここに書いてありますけども、3,400円等で十分に賄えているものかどうか、その点を御説明をお願いしたいです。

それから、もう一点は、決算書の73から74ということで、説明資料が39ページです。一般介護予防事業評価事業の中で、この件は委託をされて、評価事業をされておりますが、この具体的な評価のこれをされました活用方法等を伺いたいと思っております。よろしく申し上げます。

○坂本博樹保健福祉課長

まず、79ページのひとり親家庭等医療費助成についてでございます。

これにつきましては、母子家庭の母、父子家庭の父等に対する児童等が病院等にかかった場合に、医療機関で受けた場合に医療費の自己負担分を助成を行うものでございます。平成30年度につきましては、件数といたしましては3,394件でございます。助成金額として736万770円となっておりますところでございます。内容につきましては、先ほど言いましたように、ひとり親の家庭が病院等で子供の医療費とか、本人も病院とか行った場合についての医療費の助成になります。

今後ということではございますけれども、ひとり親家庭の医療費助成の対象者といえますか、申請をされた件数から申しますと、平成30年度が229世帯でございまして、昨年より18世帯ほど少なくなっているというのが現状でございます。

次に、83ページの過年度子ども・子育て支援交付金の返還金の件でございます。

ここに決算書に上がっております返還金につきましては、まず1点が学童保育事業の過年度の精算、これが246万8,000円、それと子ども・子育て支援事業の中には幾つかのメニューがございまして、その中の一つが先ほど言いました学童保育についてでございます。それと子育て短期支援事業でございまして、これにつきましては緊急時に子供を一時的に保護するとか、そういったものでございますけれども、その返還金が3万2,000円、それとあと利用者支援事業といまして要保護家庭等への訪問事業、これについての返還が8万3,000円、合わせて276万3,000円ということでの内訳でございます。

以上でございます。

○武富 健長寿社会課長

まず、私のほうから生きがい活動支援通所事業、いわゆるデイサービス事業、社会福祉協議会のほうに委託しておりますが、この事業につきましては、平成30年度の決算で1,352万4,000円ということで、1人当たり3,000円幾らの単価で十分賄っているのかというお話だと思っております。

これにつきましては、事業内容につきましては、そこに書いてありますように、生活指導、日常動作訓練、健康チェック、昼食、養護、それから送迎といったような内容になっております。この分につきましては、1人当たりの単価としては介護事業の給付事業を根拠に数字を設定しておりますので、サービス相当の単価で実施しているものというふうに考えているところでございます。

2つ目の決算説明資料の39ページです。

一般介護予防事業の評価事業でございますが、昨年度、業者のほうに委託をいたしまして、介護予防事業の評価を行っております。平成28年度、平成29年度分の分析ということで、内容といたしましては、新規認定の状況であるとか、認知症の発生状況、これは地区別の発生状況についての分析、また介護度の変化についての分析を行っております。

その調査報告を受けまして、町の特徴といたしまして、一般質問の答弁の中でもお話を申し上げたかと思いますが、介護認定を受ける方につきましては、80歳前に急に

ふえるというような状況がありますということで、地区によっても新規の認定者あるいは認知症の発生する状況に違いがあるということです。それと、介護認定を受けましても、サービスを利用しても数年後には介護度は重度化するといったような報告を受けたところです。

こういう報告を受けまして、今後町といたしましては、介護になる前の予防が非常に大切だというふうに考えておりまして、現在進めております地域のサロン、介護予防事業のサロン等に力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○西山清則議員

74ページの委託料ですけれども、下から4番目の高齢者虐待相談委託料ですけれども、この相談件数は何件だったか教えていただきたいと思えます。

○武富 健長寿社会課長

高齢者の虐待相談委託料につきましては、委託先といたしまして佐賀県社会福祉士会、それから佐賀県弁護士会のほうに委託をいたしまして相談をしております。昨年度の平成30年度の実績といたしましては、個別の相談が1回です。それから、ケース検討会ということで1回実施をしたということになっております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

74ページの食の自立支援事業配食委託料というので773万円計上されておりますけれども、この要件、人数、どのような、ちょっと改善された、一般質問でもしましたので以前と比べて少し緩和されたのかなというところで、該当の要件等をお知らせください。

もう一点は、78ページの子供貧困実態調査業務をされております。78ページのそこです。その調査結果、施策というようなところにはどのような結果が出てきたのでしょうか、子供の貧困についてです。

○武富 健長寿社会課長

食の自立支援事業についてのお尋ねです。

まず、対象者の要件ですけれども、この事業の対象者は老衰、心身の障がい及び疾病等の理由により調理が困難な者というのが1つの要件でございます。それと、自立支援の観点からサービスを利用することが適切なものと思われる65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯並びに身体障がい者とするということを要綱の中でうたっております。

そういうことで、申請がありましたら説明等を行いまして、その要件に合致するか

どうかを判断いたしまして、現在、食の自立支援のための配食サービスを実施しているところがございます。

以上でございます。

○坂本博樹保健福祉課長

子供の貧困実態調査についてでございます。

これにつきましては、平成30年度に実態調査につきましてアンケート調査等を行ったところでございます。これにつきましては、小学生、小学校の4年生から中学生まで、それと保護者世帯という形でアンケートをさせていただいておりまして、現在、アンケートの結果としては業者のほうから来ているところでございます。

今後につきましては、子供の貧困の実態調査を受けまして、現在取り組んでおります第2期の子ども・子育て支援事業計画の中に子供の貧困対策の部分を含めたところで今後貧困対策をどういった形で政策といいますか、事業とかそういったものをしていくのかというところで、子ども・子育て支援事業計画の中で今後記載していくというふうに考えております。

それに当たりましては、子供の貧困対策につきましては、子供未来応援会議ということで、委員さん15名で委員をつくっておりますので、その中でも十分、ニーズ、結果なり、そういったところで今後の対策等を十分協議しながら、まだ現在策定中でございますけれども、子ども・子育て支援事業計画の中に計画としてうたっていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○中村秀子議員

その期限というのが、いつ策定していつ実施するのかというのを切っているのでしょうか。調査した対象が、去年調査して、ことしは1学年が上がってます。来年施策が実行される計画を立てて、その次に実施されるとなれば、もう3年のタイムラグがあって、もう子供たちの実態とかけ離れたことになりはしないかと思えますので、調査したら、その対象が在学中にしか支援はできないんじゃないかと思えますので、その期限というか、調査をした結果を反映させる時期というのはいつごろになるのでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど出ました第2期の子ども・子育て支援事業計画につきましては、令和2年、来年4月から5年間ということで計画でございます。したがって、今年度、この調査、それと子ども・子育て支援事業の計画のニーズ調査、先ほど言いました貧困の調査、そういったところを含めて来年4月からの計画に反映させたく、現在取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○井崎好信議員

74ページでございます。

緊急通報システム委託料が96万135円、決算額となっておりますが、これは警備会社のほうへの委託料だと思いますけれども。老人世帯といいますか、ひとり暮らしとか、そういった高齢者がこういった緊急システムを利用されておられると思いますが、30年度で何人の、戸数といいますか、何人か戸数か、その辺のを教えていただきたいと思ひます。

そして、効果といいますか、そういうシステムを利用した方が何名いらっしゃったのか、そしてそれで助かったといいますか、事なきを得たといいますか、そういう方がいらっしゃったのか、その辺までお願いしたいと思ひます。

○武富 健長寿社会課長

まず、緊急通報システムの対象者ということになりますけれど、対象者につきましては65歳以上のひとり暮らしの老人の方で、日常生活を営む上で常時注意を必要とする方ということが1点でございます。また、65歳未満のひとり暮らしの重度身体障がい者で日常生活を営む上で常時注意を要する方も対象ということになります。それから、3つ目の要件といたしまして、65歳以上の高齢者世帯で寝たきり老人またはそれに準ずる老人を介護している者といったところでの要件がございます。

現在、30年度末で55名の方が利用されています。

先ほど議員申されますように、これ警備会社のほうへ委託をいたしまして、24時間365日対応していただいているといった状況でございます。業務内容に書いてありますように、利用者から緊急通報に対して24時間体制で相談員が対応すると、これは警備会社の方に対応していただいております。相談内容に応じまして、消防署、医療機関、警察、警備のパトロールカーに出動要請いたしまして、緊急時の対応をさせていただいているといった内容でございます。

また、定期的というか月1回、委託業者が訪問をいたしまして、利用者の方の安否状況を確認をしているということで、その内容につきましては、必ず長寿社会課のほうに報告が上がってきております。

先ほど、昨年度の具体的にそういったケースがあったのかという部分でございますが、すみません、私のほうで十分把握をしておりますので、後もってお答えしたいと思います。

以上でございます。

○内野さよ子議員

すみません。決算書の79ページですけれども、20節の扶助費ですが、ひとり親家庭等の医療費の助成費ということで736万770円と上がっていますが、これは一般質問で以前に質問したことですけれども、そのときの答弁では償還払いしなくてもいいように今県へ要望をしているというような答弁でありました。普通の一般の家庭では、一

一旦払って償還払いという形ではなくて、最初から現物支払いになっているわけですので、そういうとき、以前、大体申請をする人は七、八割ではないだろうかというふうなことを聞いたことがありました。ひとり親家庭については一旦お金を払って償還になってますので、全部の世帯がしているわけではないかもしれない。その辺のところの事情はわかりますか。

○坂本博樹保健福祉課長

ひとり親世帯の医療費助成でございます。

溝口議員の質問にもお答えさせていただきましたけれども、平成30年度につきましては、母子家庭、父子家庭の助成を申請された世帯数が229世帯ございました。実際、これ、議員言われますように、全ての方が医療費助成をされているかどうかというのはわかりませんが、医療費助成の状況を見ますと、29年度より少し件数が少なくなっているという状況でございます。実際、ひとり親家庭の方につきましてはこのケース以上はいらっしゃるのかなという認識はいたしているところですが、現状として医療費の助成の申請をされる方は少なくなっているという状況でございます。

以上でございます。

○内野さよ子議員

世帯数も18世帯少なくなっていると先ほども答弁もありましたので、金額的にも減っているかもわかりませんが、なるべくなら県のほうへも全ての子供たち、全ての親御さんたちが公平になるようにしていただけたらなということを常々思っています。県のほうへも早く要望をされるようお願いしたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

以前からひとり親家庭の医療費助成についての現物給付については御質問等をいただいているところでございます。以前の説明、答弁もあったかもわかりませんが、現在、全ての市町、20市町のうちの何市町かはまだ償還払い、現物給付をしたくないというか、そういった市町もございます。本町としては現物給付を望んでいるわけでございますけれども、そういった県、他の市町との調整であったり、先ほど言いましたように県のほうについてもひとり親家庭の医療費助成がもし現物給付になると、国保とのペナルティーという部分も科せられるになっておりまして、県といたしましてもそういった国庫負担の減額調整がないようにという形で国のほうにも政策的な提案も行われておりますので、県あるいは各市町とも連携するような形で今後現物給付に向かってといたしますか、そういった方向でいけるようにしていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

2点です。

75ページ、扶助費のところでは、老人保護措置費のところでは1,500万円という支出があります。こちらのほうの詳細と実績の概要等を説明いただければと思います。

○武富 健長寿社会課長

御質問の老人ホームの措置費の詳細でございます。

対象といたしましては、おおむね65歳以上の者で在宅生活が困難な高齢者が対象となっております。また、環境上の理由ということで、住む場所がないといったような方とあと経済的な理由によりまして居宅において養護を受けることが困難な者をこの対象者ということで措置をしております。

現在、実績といたしまして、町内の方で7名の方を5つの施設のほうに入所措置をしております。

あと、この入所に当たりましては、入所判定委員会という組織がございますので、その中で措置の必要性について十分検討をして、決定をしていっているといった状況でございます。

以上です。

○友田香将雄議員

すみません。もう一つ。

80ページの需用費のところでは、こちら18節から流用ということで78万円程度支出がされています。すみません。流用の金額が多めかなというのがありますが、こちらのほうの詳細を教えてください。

○坂本博樹保健福祉課長

80ページの流用の内容でございます。

これにつきましては、あかり保育園の園舎の屋根といいますか、雨漏りが発生いたしまして、早急な対応が必要ということで18節の備品購入費のほうから流用をさせていただいておるところでございます。

なお、備品購入費につきましては、当初購入する予定の機材といいますか物の入札減がございましたので、そちらのほうから流用させていただいたところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、83ページの保健衛生総務費から93ページの下水道費まで、ただし90ページと91ページの上水道費は除きます。

質疑ありませんか。

○溝口 誠議員

決算書の87ページです。説明資料は29ページでございます。

予防接種事業費の中で高齢者肺炎球菌の実績がありますけれども、これが大体5年刻みということであと何年、5年、対象期間があるのか、それからまた白石町での受診率はどうかと。それから、5年を過ぎまして、国としての対応は今後どうされているのか、そこら辺もお聞かせ願いたいと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

29ページの予防接種事業費でございます。

高齢者の肺炎球菌につきましては、まず対象者が1,816人というふうになっております。ほぼ50%強というような受診率でございます。

それと、現在、国からの指導によりますと、新たに2019年度、今年度から2023年度までの5年間に1人1回の定期接種の機会が設けられているということで理解をいたしているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数89ページをお願いいたします。

89ページの18節備品購入費でございますけれども、ここに不法投棄監視カメラ9万5,040円というふうなことで決算額上がっておりますけれども、これもカメラを買われて不法投棄を防止するというふうな意味合いがあると思いますけれども、効果の検証、どういうふうなところへ設置をされて、どういうふうな効果を上げて、検証されたか。昨年度1年間の実績等々をお教え願いたいと思います。

○片渕 徹生活環境課長

不法投棄の監視カメラの効果と検証というふうな御質問でございますけれども、不法投棄の結構ある地区には、ごみ処理のステーションに不法投棄と申しますか、本来ならば出してはいけない物が正規の袋に入れないでそういったものがあつたり、そういったことが結構頻繁にある箇所に設置してございまして、それについては毎週1回現場に、カメラを設置した箇所に行ってから、写真を確認をしております。犯人捜しではないんですけれども、そういったことでカメラにそういった、例えば車のナンバーとか詳細に映る場合があります。そういった場合には、警察署のほうに御相談いたしまして、頻繁にやる方については警察を通して指導をしていただいております。

昨年、30年度については住ノ江地区、本年度については地元の駐在員のほうから要望がありまして、下区地区に設置をした実績がございます。今も多分、下区地区のほうにそういったことで設置をしております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そしたら、この9万5,000円という金額から見ますと、多分1台かなと思います。全町上げてたった一台で台数は足るんでしょうかね。不法投棄、地元の方から御要望等、監視をもっとしてくれというふうなことで上がってるんじゃないかと思いますので、台数をふやすあれがあるのか。また、これも回覧板等で不法投棄は監視をしていますというふうなことで広報したら、もっと抑止効果があると思いますので、そこら辺をどういうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○片渕 徹生活環境課長

監視カメラの増設をしたほうがいいんじゃないかというふうな御質問であったかと思えます。

確かにことしも不法投棄防止対策協議会というのを年に1回行っております。その会議の場でそういった意見も出ました。1箇所じゃなくて何箇所かそういった設置をしたらどうかというふうな御意見もありましたので、できれば来年度の予算におきまして増設をお願いと申しますが、2台か3台さらに増設をお願いしたいと思っております。

それと、回覧等でお知らせと申しますか、そういったことでしたらどうかというふうなことでございますので、そういったことも踏まえて今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

10時35分 休憩

10時50分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○吉岡正博学校教育課長

先ほど、中村議員より歳入の件で御質問がありました件を保留にしておりましたので、ここで答弁をさせていただきます。

内容は、平成26年度の繰越事業として27年度に行いました給食費相当額の商品券を当時の中学校3年生、小学校6年生の家庭に配付した件でございます。このときは、議員おっしゃいますとおり、26年度分の給食費の滞納があったところには配付しないといいますが、納めていただいたところには商品券をお渡ししております。子育て支援ではございますが、給食費を一旦納めていただいたものを商品券の形でお返しして

進学資金に充てていただくという面がございましたので、当然まずその前提を納めていただくということにしております。

それ以降の給食費の免除につきましては、これはそもそも免除でございますので、滞納があるからといって免除をしないということにはしておりません。そのかわり、小学校6年生、中学校3年生のときには給食費はその家庭は生じませんので、そのときに過年度分の相談をさせていただいております。例えば先ほど申し上げました児童手当のほうで納付をお願いするときには、そのときには給食費はその子供さんはお支払いにならなくていいわけなんですけど、その年度分については、しかし過年度分がありますのでということで、その分にその分を手当てを充てていただくなどしまして、滞納の減少については非常にこれは効果が上がっております。

以上でございます。

○武富 健長寿社会課長

井崎議員の御質問で答弁を保留していた分についてお答えをしたいと思います。

緊急通報の内訳という形で、昨年度、平成30年度1年間で緊急通報で出動されたのが全部で7件ございました。7件ありまして、全て119番通報いたしまして、緊急搬送をされたケースでございます。そのとき救急車を呼んで、その後は親族、関係者の方への通報、それとあわせて長寿社会課への通報という形で連絡が入っております。

それから、事業の内容で少し不足してました分について追加して答弁をさせていただきます。

この緊急通報体制整備事業を利用される方につきましては、まず初回の機械の設置費といたしまして、一回だけ最初に8,000円の消費税分が必要になります。また、利用開始後は、毎月、月300円の負担をしていただいているといった状況でございます。以上でございます。

○片渕栄二郎議長

次に、126ページの教育総務費から138ページの学校施設整備費まで。質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

ページ数、131ページの12節の役務費の中に電話料というふうなことで148万3,000円ございます。この電話料の内訳じゃなかですけども、そのほか、ほんなら中学校費、小学校でしょ、小学校からいきまして、またこれが次の133ページの役務費の中に、今度は通信運搬費というようなことで2つ、81万円と10万4,000円というふうなことで、これがまた電話料のことじゃないかなと思います。

それと、そのあれですと12節のところ見ようなんです。ページ数からいきますと、135ページです。中学校のほうですけども、学校管理費の中でまた12節の役務費の中で、今度は電話料というんじゃなくて通信運搬費ということで83万6,000円上がっております。それで、何で、言葉のあやですけども、電話料と書いてみたり、通信運搬

費と書いてみたり統一性がないと。また、ページ数は、くどいですが、公民館費に行くとは今度は電話料とまた戻してあるんです、さきに。ページ数は先に行くんですけど。そこで、なしこ、これは学校教育課だけでなく、前の総務の関係も見よつても、通信料と書いてみたり、電話料と書いてみたりしてあるごたんけん、その辺の統一性がない。何でもこういうふうな書き方をしてあるかお教え願いたいと思います。

○吉岡正博学校教育課長

議員おっしゃるとおり、若干混雑をしております。と申しますのが、学校経費につきましては、小学校、中学校で伝票等を処理しております、11校ございまして、その統一がついていないのが結果でございます。まことに申しわけありません。

電話料につきましては、もう電話料でございますが、通信運搬費はインターネット費等の通信料が入っている状態ですが、完全にそれが分かれている状態ではございません。

○吉岡英允議員

もう一つだけ。私、教育振興費で通信運搬費が2つ、分かれとったのはなぜかというようなことで今聞いたんですけど、そのお答えをお願いしたいと思います。

○吉岡正博学校教育課長

まず、133ページのほうは、小学校の管理費でございます。それから、もう一つ、135ページのほうは中学校の学校管理費ということでまず違ってます。

それから、先ほどの同じ表現の通信運搬費が2つに分かれているのは、これは伝票コードが学校によって違っていたもので、並列表記になっているということでございます。事務上の不都合でございます。まことに申しわけありません。

○吉岡英允議員

そしたら、決算書を見やすいように整理方をよろしくお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

小学校と中学校の中の賃金の中に133ページと136ページです。コミュニティ・スクールディレクター賃金、余り横文字がわからないもので、日本語でいうとどういった、外部指導者という意味かどうかわかりませんが、どういった人たちが来られたのかということと。

それと、あと一つ、また小学校、中学校もありますけれども、グループウェア使用料というのが、私も意味がわからないもので、その説明をお願いします。

○片渕栄二郎議長

何ページですか。

○西山清則議員

132と135ですかね。

○吉岡正博学校教育課長

まず、コミュニティ・スクールディレクターの件でございますが、これは特に知識を持った専門職というわけではございませんで、各学校、30年度まではコミュニティ・スクールという形を推進をしておりました。それで、そのところのコミュニティ・スクールの事務をしていただいております。具体的に申しますと、通知文の配布とか作成、校区の協議会の資料作成、それから例えばどういうことをやっているかということの発表をするときの資料作成等をしていただいております。

それから、もう一つ、グループウェアのほうでございますが、これは学校事務員が情報共有のために使用しておりますグループウェアとかのパソコンのソフトシステムでございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○中村秀子議員

133ページのQ-Uテスト委託料等というのが計上されておりますけれども、Q-Uテストが、今、クラス20人前後の子供たちしかおりません。男女を分けると10人ずつ、5人とかそのくらいの、以前からずっとこれやってるテストですけれども、対人関係で自分のポジションだとか、その子がどういうふうなポジションに、クラスの中での立ち位置はどうなのかということをはかる調査ですけれども、以前不登校とかはやったりしたときには、クラスもまた学年も、中学校だと100人前後いたりするような時期については、クラスの中で必要か、あったらいいなという感じはいたしましたけれども、費用対効果として、今、クラスに学年、小学校なんかは少ないところは十四、五人、多くて二十二、三人のところの生徒にQ-Uテストを絶対しなければいけないとかというようなことの根拠があるのだろうかというところをお伺いしたい思います。教育予算も限られていますので、これ以前からやってるからずっと続けていくべきものの一つなのか、あるいはかわるものでいいのかというところの検討の余地があるんじゃないかと思いますが、そこら辺の見解をお知らせください。

○宮崎泰仁主任指導主事

Q-Uテストについてです。

Q-Uテストは、議員もおっしゃるとおり、学校生活の意欲とか学級の満足度を知る心理テストの一つです。それぞれの学級で子供たちのやりがいとか意欲とか満足というのをQ-Uテストによって判断し、年度当初、初めて担任する担任、4月、5月あたりにQ-Uテストをしまして、どういう状況であるかという、学級の中での子供

私たちはどういう状況であるか、またいじめとか不登校の防止ということも兼ねますし、それぞれ担任が学級運営をする上で一つの指標となっております。

学級のクラスの数が20人を切るようなそういう状況の中でどのような費用対効果がありますかというところについてですけれども、その点についてははっきりとしたデータ等は持ち合わせておりませんが、担任にとってこれを行うことで子供たちの様子、実際に接するだけではわからない子供たちの状況をいろいろな尺度で、角度で見るための一つの手段として使わせていただいております。

以上です。

○中村秀子議員

これは以前にも質問をして、同じような必要であるというようなお話でしたけれども、教育予算とかというのは限られてきて、あれが欲しい、これが欲しいと現場の先生おっしゃっていますが、それは予算的に難しいですというような回答もあってますというような話を聞きます。削ることができるのであれば、ここら辺かなというような感じがいたします。例えば、中学校はさすが大きいから要るけれども、小学校は1学年20人ぐらいだったら担任の先生だとか、支援員の先生がよく観察して、いろんなところ、言動を調べたりしたら。あれは委託してする分にはいいんです。委託して、その結果が返ってくるのにこのくらいのお金がかかってくるので、あの表のぽつぽつとついてある、あの表をつくってもらわなくてもいいんじゃないかなというふうな気がいたしますけれども、そこら辺の検討とかという、検証とかというのをお願いいたします。

○北村喜久次教育長

Q-Uテストことで御質問いただいております。

早稲田大学の河村教授が子供一人一人をしっかりと理解するための手法として開発をされました。ベテランの先生のすぐれた観察力にまさるものはないんですが、なかなか観察だけで子供の内面まで理解することはできません。そういう意味でQ-Uテストということを実施しているわけですが、この中でいわゆる要支援群に入っている子供、それから学級のグループの構成がどういうふうになっているのか、いわゆる民主的なグループなのか、支え合うグループなのかというようなことで、生徒指導上は非常に重要な情報が入っています。特に要支援群の児童については、私たちが見えない家庭のこと、友達関係等々入っていますので、そういったものをしっかり把握した上での日ごろの声かけ、あるいはグループづくり、こういったものを配慮していただいております。子供たちの育ちが昔と変わってきております。なかなか子供たちの内面等が見えにくくなっていますので、そういったものの貴重な個別理解のアイテムとして今のところ学校現場としては欠かせないものかなと思っておりますし、夏季休業中、教育相談等、養護の先生中心にこのデータをもとに子供の支援について会議をどの学校も持っていていただいているというふうに思っております。

以上です。

○井崎好信議員

133ページでございます。

小学校も中学校も関連しておりますけれども、教育振興課の中で委託料、Q-Uテスト委託料というようなのが小学校も中学校も決算で上がっております。Q-Uテストというのは、知能指数といいますか、それを指数を出すといいますか、そういったテストだろうというふうに思いますけれども。そのテストをされてどういう子供さんの、生徒の利用をされて、どういう形で、ここをテストをした結果、どういったことを教育へ反映されていかれているのか。その辺よくわかりませんが、できましたら、御答弁お願いいたします。

もちろん、じゃあ両方とも学力診断委託料の166万3,509円が決算に上がってます。これとQ-Uテストのこういった両方のどういう結果で、どういう子供たちの今後、教育をどのようにその判断として何かこうしていかれるのか、その辺わかりましたらお願いいたします。

○宮崎泰仁主任指導主事

まず、学力診断委託料ということで、学力診断テストの分は、子供たちが1年間どのような学びの状況であるかというのをはかるためのテストでございます。Q-Uテストのほうは先ほどお話をいたしましたけれども、子供たちが学校生活の中でどれくらい意欲を持ってしているか、満足度を持ってやっているかということを中心に心理テストを行うテストであります。その点が違いがあります。

○井崎好信議員

私が聞いておりますのは、その診断をして、子供たち、ただ診断だけなのか、それを子供たちの学習といいますか、それに生かしているのか。そしてまた、Q-Uテスト、これ知能指数ですけども、せんだってテレビのほうでも放映があつりましたが、非常に高いQ-U指数がある方、特別にいらっしゃるというようなことでそういう特集があつりましたが、そういう方も町内にはいらっしゃるのかどうか、その辺を含めて。学力診断テストはIQも含められるというようなこと。そうでしょうか。

○宮崎泰仁主任指導主事

学力診断テストは、全国テストという形もありますし、県のテストもありますけれども、ここで上げられているのは、多分NRTテストとかCRTテストといったものでございまして、1年間の学習の結果をどのような形で子供たちに還元するかという点では、その結果が来ますので、保護者向けの結果を通知するように、また面談等でその結果をお渡ししたりもしております。

IQについては、その辺については、またIQという形では保護者には伝えてはいたしませんけれども、こういう結果ですのでこういう点を頑張りましょうとか、こういうところができていますというようなそういう結果は、保護者には通知をしております。以上です。

○井崎好信議員

それでは、学力診断の結果で通知表とか、そこにも反映されるということがあるわけです。

○宮崎泰仁主任指導主事

N R T、C R T等の学力検査の結果は、通知表などには反映をしておりません。一つの学力をはかる物差しとしてのテストにしておりますので、それで通知表等の成績が変わるといようなことは考えておりません。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○重富邦夫議員

決算書の131ページお願いします。

役務費、小学校とかの不審者等のメール配信とかはこの電話料の中に含まれるんですかね。まず、そこ。

○吉岡正博学校教育課長

先ほど吉岡議員からもありましたが、通信費、電話料のほうに入っております。ただ、そこが明確に全学校がそちらのほうとは今言いがたいところがございます。

○重富邦夫議員

不審者メールのことについて、保護者側といろいろ話をしてる中での話でありましたけれども、以前、不審者のメールがあって、その中身が後になってわかったことなんですけれども、全然普通の近くの住民の方だったんですけれども、金髪で自転車で小学校の前を通行してたと。そういったところで小学生のほうから通報があったのか、そういうことで不審者メールとして配信をされたということがございまして。確かに不審者というふうに発信はしなければならないものの、何か普通に学校に近寄りがたくなってみたり、P T Aに関しても、福岡とかああいうところになってしまうと、挨拶すらできないという話も聞くわけなんです。要は、小学生自体が顔を知らないとか、そういったことで不審者というふうな判断、捉え方をされてみたり、学校に行き来するお母さんとかだったら、誰々さんのお母さんだからということで子供たちはわかるんですけれども、なかなか学校に来られないお父さんとかがたまたま挨拶をしたとか、そういったことで不審者と勘違いをされるとか、そのあたりの線引きといいますか、非常に難しいところなんですけれども、配信はしなければならないけれども、誰でもかれでも不審者だろうと捉えられても、また住民の方のコミュニティにもかかわってくることで、そのところどがん学校側は捉えてあるか、考え方は教えてください。

○宮崎泰仁主任指導主事

不審者情報につきましては、県または教育事務所より緊急という形で不審者情報が入ってきます。それを教育委員会より小・中学校に配信しまして、それがそれぞれの学校が持っております学校メール等で配信されると思います。各、小学校、中学校のそれぞれの学校での個別のメールにつきましては、その辺のところの判断というのはまだ持ち合わせておりませんが、子供または保護者等の申し出によってそういうのがなされている部分がほとんどだと思いますので、その辺のところについてはこれからまた持ち帰って、それぞれの学校の状況を確認していきたいと思っております。

○重富邦夫議員

多分、恐らく地域に住む方とか保護者とか、そこら辺の一般常識で多分決められるというか、そういうところがあるのかなというふうには思うとですけども、なかなか見た目とかそういったところが、最近はやは髪の色を染めてみたりとか、服装もいろいろ変わってきてもおるし、そのところが非常に難しかところで、そういったところも一つ研究をしていってほしいということがございまして、報告がてらやっただす。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

136ページですけども、一番上段にあります備品購入費の14万3,000円のこのマイナスということで、下の137ページの備品購入費、同じ学校管理費等ではあります教育振興費のほうへ流用してあります。もう一つ、その下にあります報償費の教育振興費の報償費ですけど、ここにも1目11節へ流用5万円。そして、前ページのほうへ学校管理費の中へ流用としてあります。多少の1万円とか2万円でしたら、目的があって、ちょっと安かったでもいいと思うんですが、14万3,000円というのは金額の大きい流用というのは、目的があってされていたんだと思いますので、その目的をしなくなって、こちらへ流用されているんだと思いますが、同じ学校管理の中であっても金額が大きいんじゃないかなというふうに思いますので、その点についてお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

個別の事項は承知しておりませんが、学校等教育委員会の小学校費、中学校費で流用が多々ございます。これにつきましては、予算が各学校ごとに予算を執行しておりますので、その学校のなかで流用をすることがありまして、その節の中で、例えば白石中学校のほうに少し余裕があつて、同じ目の有明中学校のほうにという形にはいきませんもんですから、白石中学校の中でのやりくりということがあつて、流用がここに出てくるところでございます。

○内野さよ子議員

理由はわかりましたが、ただ目的が何だったのか、そういうようなところも、金額がどこかの学校とどこかの学校が合わさって14万3,000円になっていると思いますが、その点について。

○吉岡正博学校教育課長

すみませんが、14万3,000円の件につきましては調べますので、お時間をいただきたいと思います。

○片渕 彰議員

ページ131、小学校の分の需用費の下から3番目、電気料、それと135ページ、中学校の分の同じく需用費の中で光熱水費と書いてあります。これについて、先ほど学校教育課のほうで統一されてない見解が出まして、そういうところで多分一緒になっているんじゃないかと。中学校の分は水道料とか何かも一緒に上げてあるのじゃないかと思っておりますが、その辺どうなってるんか答えをお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

今、議員おっしゃるとおり、小学校費のほうは電気料と上下水道料が別々に表記をしてありますが、こちらの中学校費のほうは電気料と上下水道が一緒の金額で出てきております。申しわけございません。これにつきましては、例えば30年度の電気代については、1,148万3,704円というのがこの内数ということになります。

○片渕 彰議員

それともう一点です。

今のページ数は一緒でございますが、昨年、クーラー設置がなされました。夏休み、冬休みまで工事のほうが続いたと思いますが、それによつての電気代というんですか、本来なら1年過ぎたほうがよくわかるんでしょうけど、それについて幾らぐらいの上がりがあったかわかればお願いします。

○吉岡正博学校教育課長

議員おっしゃいます電気代につきましては、エアコンを設置いたしまして、私どもも気にしているところでございます。小学校8校につきましては、29年度の冬から使用いたしました。中学校につきましては、29年9月から、夏の前半は間に合いませんでしたが、夏休み後は使っております。それで、小学校8校の29年度と30年度の電気料を比べますと、小学校8校で215万円ほど上昇しております。それから、中学校3校につきましては、先ほどのずれが、9月から使用しましたので、仮に28年度と30年度を比べますと、3校で76万円ほど電気料が上昇しております。ただ、この電気料がエアコンだけにメーターがついているわけではございませんので、これがそのままエアコンとはなかなか言いがたいところがありますが、電気料としての比較の増はそういうふうになっております。特に、昨年度につきましては、非常に暑い、エアコンを

つけてるかつけてないかが全国的に話題になったところで、白石町については昨年度についてはタイミング的に間に合ったということですのでしております。ありがとうございます。

○友田香将雄議員

まず、1つ目です。

131ページの報償費のところと、135ページの同じく報償費のところです。学校いじめ防止対策委員謝金のところで上がっております。こちらのいじめ防止対策委員会等の実績に応じてだと思いますが、こちらの行われた概要を教えてくださいませんか。

○吉岡正博学校教育課長

いじめが発生いたしました場合には、手順といたしまして、まず学校の校内委員会のほうで検討をされます。そして、それで解決できない場合に、各学校のいじめ防止対策委員会で検討されます。学校いじめ防止対策委員会には外部からの委員が入って構成をされております。この学校の段階で解決できない場合には、もう一つ白石町のほうに学校いじめ防止対策拡大委員会というのがございまして、ここで弁護士が入って検討を行います。もし、この町の段階でも解決ができないということでありましたら、今度は県教育委員会へとつながってまいります。

ただ、昨年度につきましては、学校の校内委員会のほうで検討までで終わっておりまして、いじめ防止対策委員会につきましては、昨年是一年一年交代でございまして、もちろん留任の方おいでになりますが、学校の状況報告等の定例会で終わっております。

○友田香将雄議員

学校のいじめ防止対策、こちらの項に関しては、今、学校サイドのほうでもしっかりと対応いただいていると思っております。しかしながら、町内の例えば各お寺さんのほうであったり、各例えば子供さんが交流される場において、そういう悩み等がどうしても今も多くあるというのは、私のほうも聞こえ及んでいます。恐らく、学校いじめ防止対策委員会のほうでも対応いただいているとは思いますが、いろんな課題があると思います。そちらのほうも少し教えていただければと思います。

あわせて、また別の件なんですけれども、予算書133ページの説明資料96ページ、学校教育課費のところ移動パソコン教室の今回費用も上がっております。こちらの事業に対する事業効果、こちらをもう少し詳しく教えていただきたいということと、あわせて来年度また新しい学校指導要綱もふえていくことから、タブレットを身近にさわるところに関してはある程度の効果を得たと思っておりますので、その先、タブレットもしくはタブレットパソコンをどういった形で次期指導要綱のほうに活用していくのか、そちらのほうもあわせてよろしく申し上げます。

○宮崎泰仁主任指導主事

失礼します。いじめについてですけれども、いじめについては、まずアンケート、あと担任の観察、また保護者からの申し出等、通報や相談等により学校がいじめと疑われる事案を知ることがまず行われております。そのことをいじめの覚知と学校では申しております。学校は、速やかに教育委員会に報告するとともに、対策委員会を開いて聞き取り調査を行い、確かなのかどうかを確認をいたします。いじめの定義に従って直ちに認知の判断を行い、いじめと認めることをいじめの認知といたしますけれども、認知をいたします。それについても、認知した場合は、いじめをまずやめさせる。そして、再発を防止するために被害児童やその保護者には支援を行い、加害児童には指導、その保護者には助言等を行います。そのことについても、認知報告については教育委員会にも送りますけれども、観察または1箇月後の面談等、継続して子供たちが、児童・生徒がいじめの被害に遭ってないかということを確認をするようにしております。

現在のところ、白石町でいじめの報告は、認知の報告は昨年度、小学校で9件、中学校で6件の15件起こっておりまして、内容としてはからかい、悪口というものが多く、またはそれとあわせてぶつかってくるというのがありますので、その辺については各学校で対処しているところです。

移動パソコンの教育的効果というところで、まず移動パソコンにつきましてはタブレット、一番子供たち、児童・生徒に活用できるのはカメラ機能です。自分たちの作品を撮って、それをお互いに鑑賞するとか、どのような手だてをとっているか、または体育等でありましては、鉄棒、器械運動、マット運動等の演技を行って、できているかどうかの確認をお互いに見るとか、そういうこともできますし、問題等を解くということも行っております。児童・生徒にとっては、移動パソコンを使うということは、教育的効果が高いと考えております。

○友田香将雄議員

先ほどのタブレットパソコンについて、次期指導要綱のところも変わってくるというところで、どういった形で移動パソコンの授業を活用していくのかということもまたもう一度答弁をお願いしたいというところと。

先ほどのいじめ防止対策のところ、一般質問のところでも大分私気にしてお話ししてたんですけども、夏休み、冬休みの長期休暇のときに、例えばそういう区切りのときに悲しい事件等が起こらないように、各子供たちの受け入れ先のほうで大分そういったセミナーじゃないですけども、お話をしたりして、学校に必ず行くことが一番大事、どうしても行かなきゃいけないというところに関してはそうじゃないと、命をかけてまで行くところではないというふうにごこの間話が出たこともあります。

しかしながら、学校に行きたくても行けない状況があるというところに関しては、改善をしていかなきゃいけない。それは、我々大人の責任であるというふうには感じております。しっかりといじめ防止対策のところに関してはアンテナを広げていただきながら柔軟に対応していただければというところがありますので、そのあたりについて一言答弁をいただければと思います。

○宮崎泰仁主任指導主事

小学校では2020年、中学校では2021年に新学習指導要領が実施されます。その中で、児童・生徒が何をどのように学び、どのようなことができるようになるかということで、子供たちが自分たちの自主性を、そして人間的涵養を図りながら学習をするという上で、移動パソコンを使った、タブレットを使った学習が大いに活用できると考えております。また、プログラミング教育等も必修化されますので、タブレット等を使ったプログラミング教育の学習をすることができると思います。まだいろいろ活用する場面は多々あると思いますけれども、今後それについても研究を重ねていきたいと思っております。

夏休み明けの児童・生徒の登校についてということですが、

まず、教育委員会としても夏休み前に各学校に夏休み後の児童・生徒の対応について連絡をしております。学校については、特に自殺防止という観点でも児童・生徒の様子を特に気になる児童・生徒には電話をしたりまたは訪問したり、面談を行ったりしながら夏休み前からの未然防止を図っております。

また、学校には夏休み終わりました2学期になるところでのどうしても学校に来れない等については、支援教室、コンフォートあい等もありますし、また家庭とも連絡をとりながらどういう状況であるのか、また学校に今行けない状況どういふのかを実際に家庭のほうに出向いて話を聞いたり、また学校の中では教育相談部会等を開いて今後のことを検討したりしております。

以上です。

○北村喜久次教育長

いじめのことで大事なことですので、教育長として議員の皆様にもお話ししておきたいと思っております。

いじめについては、御承知のように非常に難しい問題です。いじめって一体何なのかと、行為なのか、蹴ったり殴ったり突っついたり、それとも意思なのか、いじめるつもりはありませんでした、つもりがなければいいのか、難しいところです。そういうことで、結局、いじめられたと訴える子に対して具体的なそういう行為があったことについていじめということで、程度の差関係なく対応しているわけです。

一番難しいのは、いじめをしたらいけないという指導では通用しません。みんな子供はいじめたらいかんというのはわかっています。だから、知識のレベルじゃないんです。幼稚園の生徒もわかっています。でも、いじめたらいかんとはわかっているけれども、あえて人が嫌うような行為をしてしまうという、その心の不安定さ。だから、人の好かんことをせざるを得んような子供がいるわけですよ。わかっているはおるけど。そこがなぜ来るのかということで、そこがそういう行為をせざるを得ない心の不安定さ。ここら辺が非常に難しいところで、そういった意味で小さいころから子供たちに自信と勇気づけをとということで、挨拶とかお手伝いとかということをコミュニティで今盛んに言ってますけれども、ここら辺もいじめ防止に向けて非常に影響あるということだと思ってやっているとところなんです。だから、家庭と学校と本当に十分連携をしなければ、罰としてあるいは知識としていじめはだめだということを繰り返したんでは、な

かなか解決できないところです。そういうことで、今後とも御協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、138ページの社会教育費から145ページの社会教育施設費まで質疑ありませんか。

○中村秀子議員

144ページ、社会教育施設費なんです、言葉が、ら充用という意味がわからないので、それを説明。

○片渕栄二郎議長

144ページの備考の一番上。

○川崎 直生涯学習課長

決算書の143ページの2行目、13款1項1目予備費から流用11万5,000円というふうになってきております。この11万5,000円でございますけれども、昨年ブロック塀の倒壊の問題があったかと思えます。三近堂のブロック塀の倒壊の危険防止、取り壊しです、そのために11万5,000円を流用したところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○大串武次議員

決算書の141ページ、負担金補助及び交付金の中の自治公民館設備施設整備補助金の123万円、自治公民館設備、どういうふうな設備がなされたのか、また件数あたりをお願いいたします。

○川崎 直生涯学習課長

昨年度、8の自治公民館において施設整備がなされております。増改築、外壁の張りかえ、それからトイレ改修、畳がえ等の増改築にかかわるものが5件で102万円、それから後方設備設置が2件で19万円、それから児童公園かと思えますけれども、公園設備のフェンスの工事ですけれども、1件で2万円合計8件の123万円となっております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、145ページの保健体育費から150ページの学校給食費まで。

質疑ありませんか。

○西山清則議員

146ページの委託料で、町民体育大会委託料300万円とありますけれども、ことしは早々に中止になりましたけれども、昨年も雨で中止になったと思いますけれども、2年連続中止ですけれども、この300万円、準備もして、ある程度参加賞なんかも準備されたのでこれぐらいかかったと思っておりますけれども、参加賞の処分、2年続けてなかったもので、来年に回せるものとないとものがあるんですけども、その参加賞の処分はどういうふうにされているのか伺いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

昨年の町民体育大会は、台風接近のため中止をいたしております。

議員御質問の賞品等の件でございますけれども、今、各公民館等で保管をしているところでございます。今回、町民体育大会を中止したということで、2年連続の中止となったところでございます。その賞品につきましては、今後、収納している場所から出してみまして、確認して、どのように使うのか、処分できるものは処分せざるを得ないものもあろうかと思っておりますけど、使えるものはまた次年度に回したいと思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○中村秀子議員

2点。ロードレース大会の大会委託料が380万円計上されておりますが、ページ146です。ロードレース大会委託料が380万円ですが、今年度の予算が450万円計上されていたかと思っておりますけれども、実績に対して今年度の経過について御説明していただきたいのが1点。

もう一点は、学校給食費についてですが、150ページですが、学校給食費の不用額というのが258万円出ております。学校給食費の食材費は保護者から徴収する金額でございます。それと、もちろん中3、小6は公費ですけれども、食材費は保護者から集めておまして、不用額が出た場合の不用額の処理についてはどのようになされるのか2点お伺いします。

○川崎 直生涯学習課長

昨年度、ロードレースの負担金でございますけれども、委託料でございますけれども

も、当初400万円の委託料を実行委員会のほうへ委託料として交付しました。それで、実績によりまして380万8,688円で、残額につきましては町のほうへ戻し入れを行っております。

元年度でございますけれども、今大会は第25回の記念大会ということで、50万円上乗せの予算をお願いしているところでございます。これでよろしいでしょうか。

○中村秀子議員

もう一つの質問を聞いてから。

○吉岡正博学校教育課長

すみません。給食費の件については、お時間をいただきたいと思います。

○中村秀子議員

50万円の上乗せということで、ことしは記念大会だということで華々しいことをおやりになる計画であるということでもいいんですか。華々しいというか、何か特別な会にするという。招待選手を呼ぶとか、そういうことでの理解でいいんですか。

○川崎 直生涯学習課長

申しわけございません。議員おっしゃられますとおり、ことしは招待選手を招待するよう計画いたしております。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

150ページの一番上です。デジタル回線利用料、こちらについて詳細を教えてくださいませんか。

○吉岡正博学校教育課長

申しわけありません。これも後もってお願いいたします。

○片渕栄二郎議長

ほかに。

○溝口 誠議員

予算書の147ページ、第13節の委託料の中のパークゴルフ場管理委託料302万4,000円であります。これ、委託料でゴルフ場のほうに委託料を払ったと思います。利用の度合いによって委託料は変化していくのか、また利用の状況は今現在どうなのかをお聞かせ願いたいと思います。

○川崎 直生涯学習課長

業務委託の利用の実績で変わるかということでございますけれども、この件については後もってお答えさせていただきたいと思えます。

利用の状況でございますけれども、パークゴルフ場につきましては、平成29年度が2,870名、30年度が3,600名と、利用者は年々増加傾向にあるところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

暫時休憩します。

11時49分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○吉岡正博学校教育課長

先ほど答弁を保留しておりました3件についてお時間をいただきまして答弁をさせていただきます。

まず、内野議員から御質問のありました予算書136ページ、一番上の流用14万3,000円の件でございます。

これは、福富中学校の振興費と管理費の間で備品費を流用したものでございます。具体的には、昨年度、福富中学校につきましては、もとの家庭科調理室を改修いたしまして技術科室に転用をしております。その際に、卓上の糸のこ盤、それから丸のこ盤、それから電動かな等に移設で不足する分につきまして購入をいたしました。それで振興費のほうで不足をいたしましたので、管理費のほうから流用をして賄っております。福富中学校の中での流用でございます。

続きまして、中村議員の件でございますが、150ページ、その中の学校給食費の需用費で不用額が258万3,946円生じているが、これがどうなるかということでございますが、これは予算上の不用額といいますか、予算の残でございます。

少し詳しく数字を申し上げますと、ここの支出済額をまず見ていただきたいんですが、9,995万1,054円というのが給食費の支出額でございます。それに対しまして、予算書35ページの一番下のほうに学校給食徴収金の現年度として、収入済額が7,934万356円でございます。これに給食費の無料化に伴います小学校6年生と中学校3年生に係る給食費が1,991万8,800円でございます。合わせて9,900万円ちょっとの歳入的な面がございます。すると、先ほどの9,995万1,000円と比べますと、残ったというよりも足りないという形になってまいります。約70万円ほど足らなくなります。と申しますのは、まず滞納があるということでございます。それから、給食費分を最終的に年間当初に給食費を決めますけれども、年度途中で価格の上下がございます。それから、転出入等がございます。それで、給食のメニューを考えるとときにはもう歳入に見合う、

とんととなるようにメニューを考えていくわけではございますが、なかなかそこがいかないということで、最終的には滞納分も入れて70万円ほど、収入といいますか無償化の分を入れてですけれども、足らなくて町費で出しているという形になってます。ですから、いただいた分は残っているということではございません。

それから、それならば予算額を減額すればいいのではないかということになりますけれども、なかなか児童・生徒の転出入、それから最後の辺の年度末になったときの給食の価格というのが、鮮魚物とか野菜物は上下がございますので、あらかじめ予算をぎりぎりまで下げておくというわけにはまいりませんので、これだけの金額が予算残という形で残るということではございます。ただ、先ほど申し上げましたように、収入と無償分はもう使い切っている形ではございます。

以上です。

すみません。もう一件ございました。

それから、友田議員のほうから質問のありました150ページ、一番上のデジタル回線使用料でございます。これは給食センターの分ではございますが、給食センターのほうの納入、納付書を発送するとか調定、それから収納のシステムが電算センターと給食センターのほうでつなげております。その回線使用料でございます。非常に高額になっておりますのは、これは専用回線を架設して使っておりますので、この金額でございます。ちなみにそういうことでございますから、ほかのインターネットができるという環境ではございません。

以上です。

○川崎 直生涯学習課長

溝口議員の質問を保留しておりましたので、お時間をいただいて回答させていただきます。

決算書147ページのパークゴルフ場管理委託料でございます。この分につきましては、パークゴルフ場の受け付け、防除、除草、消毒等の業務委託、またクラブ棟の置き場所としての事務所の借上料を含みまして、ただいまスポーツパークと年間契約で契約を行っているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで議案第49号の文教厚生部門の質疑を終わります。

日程第3

○片渕栄二郎議長

日程第3、議案第50号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第50号「平成30年度白石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第50号は認定することに決定しました。

日程第4

○片渕栄二郎議長

日程第4、議案第51号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第51号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第51号は認定することに決定しました。

日程第5

○片渕栄二郎議長

日程第5、議案第52号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第52号「平成30年度白石町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第52号は認定することに決定しました。

日程第6

○片渕栄二郎議長

日程第6、議案第53号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」議題とします。

質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

先ほどの農集の件もでしたが、今現在、特定環境保全公共下水道の事業についての加入率の状況について年度末で幾らだったのかお願いします。

○稲富道広下水管理専門監

特定環境公共下水道の加入率ということですが、世帯数のほうで1,589世帯が加入されているということになっております。

町内の世帯数から割り出しますと、7,662世帯がございますので、20.1%となります。

○内野さよ子議員

すみません。大体ほとんど年度末にはどのくらいかなというのを確認する意味で聞いてますが、先ほど農集を聞き忘れたので、特定についてはどうかと思って聞きました。（「接続率」と呼ぶ者あり）いや、全体じゃなくて、特定環境の中の世帯がさっき1,589やったでしょ。接続率。

○稲富道広下水管理専門監

それでは、農集、地区ごとと特定環境保全の接続率を申し上げます。

まず、下区地区につきましては、平成31年3月31日現在、これが86.58%、住ノ江につきましては64.31%、牛屋西分地区につきましては82.15%、牛屋東分につきましては53.21%、須古地区につきましては57.47%となっております。農集の全体で計算をいたしますと、68.63%となります。

それと、特定環境保全公共下水道のほうですが、これにつきましては接続率が49.62%となっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

○西山清則議員

使用料及び手数料で収入未済額が616万3,875円になっておりますけれども、この内

訳がわかればお願いいたします。

○稲富道広下水管理専門監

平成31年4月より公営企業会計を導入いたしまして、打ち切り決算ということしております。その関係で2月分の上水道の口座引き落とし分と3月分の使用料のほうが入収入未済額として上がっております。

現在の平成30年度の使用料の未納額というのは7万8,624円ということになっております。

以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第53号「平成30年度白石町特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算の認定について」採決します。

本案を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第53号は認定することに決定しました。

日程第7

○片渕栄二郎議長

日程第7、議案第56号「白石町印鑑条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

○溝上良夫議員

条例を見ていると、手続をする際、基本的に印鑑を持ってくれば手続ができるというふうに書いてあります。旧字を印鑑登録する方は限られていますけれども、通称で登録される方、これに関して条件は別がないものか、提出資料は別がないものかとか、そこら辺のことをお伺いいたします。

○千布一夫住民課長

この条例の中でうたっている通称というのは、外国人の方の通称の場合しかございません。ということで、外国人の場合は、住民登録されれば通称名まで登録されますので、その分をということになります。

以上でございます。

○千布一夫住民課長

当然外国人だけがというお話になりますので、特に制約等はございません。
以上です。

○溝上良夫議員

通称はわかりましたけども、旧字です。その証明は別に要らないわけですか。誰でも印鑑を持ってくればできるということではないんですかね。

○千布一夫住民課長

旧字につきましては、申請する場合は、その方の今までの戸籍とか除籍の分をそろえて、旧字が載っている戸籍を持ってきて、その中からこれですということで申請をしていただくことになります。

以上でございます。

○溝上良夫議員

それであれば、改正案で申請の確認ですか、確認のところでその書類の項目がないように思われますが、ありますか。私の見間違いですか。それは別にうたわなくていいわけですか。

○千布一夫住民課長

申請書のことにつきましては、別途の国のほうから申請をされれば、この様式で申請をするように通達があるようになって、現在、まだ市町のほうに通達があっておりません。今後、国のほうから全国市町のほうに通知があるようになっております。
以上です。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第56号「白石町印鑑条例の一部を改正する条例について」採決します。
本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第8

○片渕栄二郎議長

日程第8、議案第57号「白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより議案第57号「白石町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第9

○片渕栄二郎議長

日程第9、議案第58号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」及び議案第61号から議案第63号までの「財産の無償譲渡について」の4議案は内容が関連していますので、一括議題として審議します。

質疑ありませんか。

○吉岡英允議員

1点お伺いします。

議案第61号です。議案第61号、議案第62号、議案第63号は関連議案と思いますので、質問をいたしますけれども。

私が聞きたいのは、譲渡の相手方のことについてお伺いをします。

議案第61号は、相手方の住所が白石町内となっております。議案第62号も相手方が白石町内となっております。議案第63号においては多久市というようなことで書いてありますけれども、相手方が違うことによって町に対する影響というんですか、従業員というんですか、保育士とか何とかおるんですよね。税収面とかいろいろ、町に入ってくるんですけれども、これ多久市となつとるけん、多久のほうに何かなったりせんかなというふうなことで。相手方はあくまでも、前2件は保育のあったところと同じ地番ですよね。ただ、議案第63号においては保育園のある地番が大字深浦ですけども、相手方の住所は多久市というふうなことになつとるけんが、何か影響がございましたら、なかったらそれで結構ですので、説明をお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

財産無償譲渡の相手方ということでございます。

まず、議案第61号につきましては、今、宗教法人大弘寺のほうが運営されます福富保育園ですけども、これは社会福祉法人いとわということで認可申請をとられてお

ります。同じく議案第62号につきましては、福田保育園ですけれども、白石福祉会ということで今年度認可申請を受けられております。多久市につきましては、現在も社会福祉法人明和会ということで運営されておりました、現在、社会福祉法人の明和会が登録されているのは多久市ということでの相手方でございます。

影響についてということでございますけれども、先ほど言われました、例えば保育士の採用とか、そういったところにつきましては、公立であった当時臨時職員であった方を引き続き現在採用もされているところでもあると思います。また、保育士の採用については、各園のほうで採用をされることとなりますので、募集をされて、例えば町内の方が募集をされて保育士として採用されれば、もうそこで採用ということに考えてますので、影響という部分では特に影響はないものというふうに認識をいたしているところでございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

私が聞いておるのは、税の面というか、たばこ税はその市町村のたばこに入る。そがん感じで、譲渡の相手方が多久市やけん、その辺関係なかろうかというようなこと。

○坂本博樹保健福祉課長

社会福祉法人につきましては、保育園の運営ということで公共的な社会福祉事業をされているということで、例えば法人税とかそういったところについては減免、非課税というような取り扱いになっているというふうに認識をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

暫時休憩します。

13時42分 休憩

14時00分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほどの吉岡議員の御質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、社会福祉法人が社会福祉事業を行う場合につきましては、住民税とか固定資産税、そういったものについては非課税ということとなっておりますのでございます。

ただ、先ほど来あっておりますように、例えば園にお勤めの保育士さん、職員の方につきましては、それぞれの住所地で住民税が課税をされますので、そこにお勤めの方が町外の方であればお住まいの市町のほうに税金、住民税が入ることになると思っております。

そういうことございまして、今回の無償譲渡に当たりましては、極力そういった

保育士、現在、保育士不足というところではございますけれども、保育士等を採用される場合にあつては、極力地元、町内の方を採用していただけるように園のほうにお願いをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで質疑を終わります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

採決に入ります。

採決は、議案第61号から議案第63号までの「財産の無償譲渡について」をさきに採決します。

まず、議案第61号「財産の無償譲渡について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号「財産の無償譲渡について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号「財産の無償譲渡について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第58号「白石町保育園設置条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第10

○片渕栄二郎議長

日程第10、議案第59号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第59号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第11

○片渕栄二郎議長

日程第11、議案第60号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第60号「白石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例について」採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12

○片渕栄二郎議長

日程第12、議案第64号「令和元年度白石町一般会計補正予算（第2号）」の文教厚生部門を議題とします。

これより質疑を行います。

なお、質疑の際は、補正予算書の何ページとはっきりお示してください。

まず、歳入関係で予算書の1ページから14ページまで。ただし、4ページと5ページ、8ページを除く文教厚生部門について質疑ありませんか。

ほかに質疑ありませんか。

○友田香将雄議員

すみません。予算書14ページ、雑入のところですか。保育園食材料費のところでお聞きします。

まず、すみません、今現在の保育園の副食費に関しての金額と集める方法に関してはどうなっているか。こちら無償化に伴って副食費のところに関しては保護者負担と

いうところになってくると思います。そのあたりについて、誰がこれは徴収するのかというところの答弁お願いできればと思います。

○坂本博樹保健福祉課長

まず、副食費の金額でございますけれども、現在、国のほうが基準といいますか、副食費の額を示しております。これにつきましては、4,500円ということで国のほうがお示しをしておりますので、基本的に町立、公設公営、あかり保育園については4,500円というふうに考えてます。ただ、基本的にはこの副食費については各園が決めることができます。ただ、国が4,500円という基準を示しておりますけれども、各園のほうで例えば副食費がそれ以上にかかったということであれば、それにつきましては各園で判断して、そして当然保護者にも理解をいただくというような流れでございます。

それと、集める方法につきましては、これも各園が徴収することになっておりますので、各園でこの副食費に係る金額は徴収をしていただくことを考えております。以上のようなことで、集めるのは園が、そして徴収も園がするというところでございます。以上でございます。

○友田香将雄議員

すみません。私は、このあたり少し危惧しているところがありまして、きょうの午前中も延滞されている方はたくさんいらっしゃるというところがありまして、それを今までは町のほうが徴収していたものに関しては、10月から各園のほうで対応していくというところになって、私の認識が間違えてたらすみません、保育料に関しては、例えば2箇月とか3箇月滞納した場合に、規定上は退園処理になるというところになっていると思いますが、今現在もそのあたりは多分福祉的観点から余り強制的にされてないという現状があるということは把握しております。例えばこれが無償化になることによって各園が対応していくとなった場合、例えば保護者によっては2箇月、3箇月滞納される方がもしかしたらいらっしゃるかもしれない。そこはいろんな事情があるのでしょうか。そうなった場合は、各園で対応していくというのはかなりハードルが高いんじゃないか、かつ例えば副食費のところ、食材料費、こちらに関しては、例えば非課税世帯のところに関しては徴収しないとかという文言もあります。それと、センシティブのところに関して各園が個別に対応してというのは大分ハードルが高いんじゃないかなというふうに感じております。これはどうなんですかね。そこに関しては行政のところに対応する形にどうにかできんのかなと、私個人としては思うのですが、その点についていかがでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

先ほど、副食費の徴収の件でございますけれども、先ほど来言っておりますように、基本的には園のほうで徴収をお願いしているところでございます。

ただ、先ほど言われますように、例えば滞納といいますか、ちょっとおくれたりとか、滞納とかあった場合につきましては、我々行政といいますか、町のほうにも御相

談をいただくという形をとっております。副食費についても、午前中の答弁もありましたけども、例えば児童手当とかでも賄うというか、児童手当でその分をお支払いいただくということもできますので、基本は園のほうで徴収をしていただきますけれども、そういった滞納とかあった場合については、行政のほうに連絡をしていただいて、そこについては行政としても関与して、滞納されている方、そういった方たちの納付相談、そういったところも対応していきたいというふうに思っているところです。

あと一点、議員御存じのとおり、非課税とかそういったところについては、副食費が免除という形になっております。それについては、当然各保育園についても個人情報という守秘義務というのもお持ちでございますので、そこについては園としてもそういった個人情報とかそういったものについては遵守をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○友田香将雄議員

ここに関しては、各園の関係者の方々がかなり不安を感じられているところがあるというふうに私のほうも伺っております。来月から始まる制度ではございますので、その点しっかりと一緒に伴走していきますということも含めてアナウンス活動のほうをしっかりとやっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○坂本博樹保健福祉課長

現在、現状としては2箇月に1回でございますけれども、各園との園長の皆様方と園長会という形で会議を持っております。そういった中でもこの無償化については協議を話をしているところでございますので、先ほど議員言われますように、特に滞納とかそういった問題については我々行政側も十分連携しながら対応していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、次に歳出関係で予算書の4ページ、5ページ、8ページ、それと15ページから38ページまで及び予算説明資料の文教厚生部門について質疑ありませんか。

○内野さよ子議員

すみません。先ほどから質問何度かしてありますが、説明書の1ページですけれども、町立保育園の今回補正予算ということで、617万円の返還金が生じています。これについては、例えば耐用年数が何年たったとかも、説明のときに36年とか31年という言葉がありましたけれども、そういうものによって左右されるのか、あるいはここに書かれています経済危機対策事業の借りた年度とか、そういうものによって決まるのか、その辺について説明をお願いします。

○坂本博樹保健福祉課長

過年度の国庫補助金の返還の件でございます。

今回、福富、福田、有明わかば保育園の民営化に当たりまして、園舎の無償譲渡を行うことにしております。それは、先ほど議員が言われましたように、例えば21年度には地域活性化の経済危機対策事業と、あと21年度の繰越事業を26年度まで行っているわけでございますけれども、まだ耐用年数が残っているということでございまして、耐用年数まで残っている関係で残存分についての補助金返還というふうになります。事業に当たって、その財源を地域活性化事業等の国庫の補助金を活用して事業を行っておりますので、残存分についての補助金返還という形でございます。

以上でございます。

○西山清則議員

説明資料の2ページ、3ページですけれども、保育園の無償化に伴いまして、認定こども園とか認定外保育所なんかがあると思いますけれども、そういったときに無償になった時点で多く預けられるかもわかりませんので、その辺の保育士の充当がどこまでいけるのか、社会福祉がやっているところでも、無償になればかなりふえるんじゃないかなと思っておりますけれども。百姓しながら、無償になったら預けていいかなという感じで、そういったときの保育士の充当は十分いけるのかなと思っておりますけど、その辺いかがでしょうか。

○坂本博樹保健福祉課長

議員申されるとおり、10月から無償化になった場合に、現状としては子供たちを多く預けられる可能性があるかと。3歳以上は全て無償でございますので、そういったところは危惧をいたしているところでございます。

そういった中で、保育士の確保ということではございますけれども、全国的に保育士不足という状況の中で保育士の確保をしていかなければいけないわけでございますけれども、実際、令和2年度、来年度の園児の募集といいますか受け付けを今年度11月ぐらいから開始をするわけでございますけれども、実際どのくらいの応募といいますか、入所希望者がいるか、それによって保育士の確保ができるのかという部分では、現状としては非常に危惧をしておるところでございまして、保育士の確保についてはそれぞれの各園でも大分苦勞もされておりますので、全国的なものであって、県全体でもそういった確保対策とかもされておりますので、県とかそういったところとも連携しながら保育士の確保については行政しても取り組みをしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○片渕栄二郎議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これで議案第64号、文教厚生部門の質疑を終了します。

日程第13

○片渕栄二郎議長

日程第13、議案第65号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第65号「令和元年度白石町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第14

○片渕栄二郎議長

日程第14、議案第66号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第66号「平成30年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について採決をします。

本案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも議案審議となっています。

本日はこれにて散会します。

14時23分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年9月17日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 友 田 香将雄

署 名 議 員 重 富 邦 夫

事 務 局 長 小 柳 八 束